

自転車交通安全参考動画

JA共済連・警察庁及び千葉県警



JA共済
ティモンディの地域貢献レポート
～ヘルメット着用促進 篇～



JA共済
自転車交通安全教室
～スクエアード・ストレイト～



JA共済
ヘルメット着用促進啓発動画
「自転車乗るならヘルメット!
～かぶろう、大切な命を守るために～」 大人篇



【警察庁】
交通ルールを守らないと「こんなに危険です!」
～自転車安全利用五則～



【千葉県警察】
交通安全教育動画

交通事故発生時の対応

- ①ただちに自転車の運転を停止
- ②負傷者を救護（必要があれば119番）
- ③安全な場所に移動する、他の車両などに知らせるなど必要な措置をとる
- ④最寄りの警察署等の警察官に報告（110番）
※加害者でも被害者でも

相手の人と話をして、
110番!

**「大丈夫」など
言って、その場を
離れることは
ダメ!**



**必要な措置をとらないと
「ひき逃げ」「あて逃げ」に
なってしまうことも・・・**

あなたとみんなの命を守る



ちばサイクルール

自転車に乗る前のルール

- 1 自転車保険に入ろう
- 2 点検整備をしよう
- 3 反射器材を付けよう
- 4 ヘルメットをかぶろう
- 5 飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- 1 車道の左側を走ろう
- 2 歩いている人を優先しよう
- 3 ながら運転はやめよう
- 4 交差点では安全確認しよう
- 5 夕方からライトをつけよう



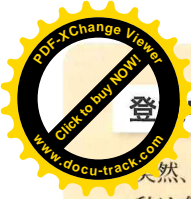
千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

「ちばサイクルール」は、内閣府の「自転車安全利用五則」をもとに「千葉県自転車条例」の内容を取り入れて、千葉県における自転車安全利用のルールとして制定しました。

交通安全啓発リーフレット(中学生以上)

千葉県・千葉県教育委員会・千葉県警察

2025年度～



登校中に自転車に衝突された中学生の手記から



突然、目の前が真っ暗になった。あとのことは覚えていない。
私は今年5月に自転車との交通事故にあった。朝、友達と登校中に、後ろから自転車に激突され、そのまま前に倒れた。幸い、首のむち打ちと軽い打撲だけですんだものの、れっきとした交通事故として警察で処理されることとなった。

左右を確認しなかった私が悪かったのか、それとも、まわりで目撃した生徒いわく、イヤホンをつけ、とても速いスピードで走っていた自転車の人が悪いのか。今となってはもうどちらでもいいが、私は両方悪いと思う。交通事故というのは、普段当たり前のように登校したり、通学していても起こってしまうものなのだと思います。この事故で、もう一度自分のマナー違反や交通ルールについても見直す機会を得ることができた。

もう一つ思ったのが、経験してみないとわからないものだなあとということだ。
最近、自転車の事故が増えているという話題をよく耳にする。学校でも、全校集会などで「自転車事故に気を付けよう。」という呼びかけがされたり、ニュースでは再現ビデオで事故の恐ろしさについて報道したりしている。

しかし、みんなの心の底に「私は事故にあわないだろう。」という気持ちがあるのだ。
さっき述べたように、普通の生活を送っていても突然事故は起きてしまう。私も事故にあってから交通事故の悲痛さに気がついたぐらいだから「私には非日常的」と思って生活していてもおかしくない。…

自転車乗車中にトラックと衝突した高校生の手記から



僕は、昨年の10月ごろ、T市内の交差点付近で自転車に乗っていて前から走ってきたトラックとぶつかる交通事故に遭いました。そしてたまたま近くにいたおばさんが、救急車を呼んでくれたり、お母さんに連絡してくれました。この事故で僕は肺に穴が開くという大怪我をしてしまったのです。

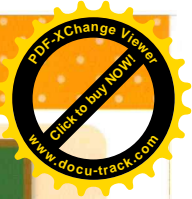
この日は、学校が終わって、自転車に乗り近所のスーパーに買い物に行こうとしていました。天気は晴れていて、道路はバスが通る通りで広くもなく狭くもないところでした。道路両側は狭い歩道があり、人が歩くのがやっとで、自転車が走れるような歩道ではありませんでした。自転車は左側通行ということは学校でやった安全教室で教わり知っていましたが、右折するのに右側を走った方がその先で曲がるのに都合が良かったので、そのまま道路の右側を走ってしまいました。

そして国道14号の交差点付近まで来たとき、対向して来るトラックとぶつかってしまったのです。事故直前、僕は、トラックから逃げようと歩道に入ろうとしたのですが、自転車のペダルが車道の段差部分にぶつかり、僕は道路側に倒れてしまい走ってきたトラックのバックミラーに僕の胸がぶつかったのです。一瞬目が止まりました。そして道路にたたきつけられました。息も出来ず、すごく苦しい時間でした。我に返るとトラックの運転手のおじさんと、知らないおばさんが僕を起こそうとしていました。僕は息苦しくやっとのことで呼吸をしていました。…

事故は一瞬です。被害者にも加害者にもならないよう、交通安全を心がけましょう。

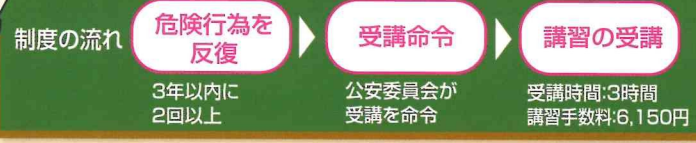
「自転車事故を無くすために」～遺族・被害者、マナーアップ隊の手記～
(財団法人千葉県交通安全協会連合会発行)から抜粋

自転車運転者講習とは？



自転車運転者講習

16項目に該当する危険行為を繰り返して、
3年以内に2回以上検挙された運転者が対象。



◎受講命令に従わない(受講しない)場合 **5万円以下の罰金**

16項目の危険行為

<p>1 信号無視</p>	<p>2 通行禁止違反</p>	<p>3 歩行者用道路における車両の徐行義務違反</p>	<p>4 通行区分違反</p>
<p>5 路側帯通行路の歩行者の通行妨害</p>	<p>6 遮断踏切立入り</p>	<p>7 交差点安全進行義務違反等</p>	<p>8 交差点優先車妨害</p>
<p>9 環状交差点安全進行義務違反等</p>	<p>10 指定場所一時不停止等</p>	<p>11 歩道通行時の通行方法違反</p>	<p>12 制動装置不良自転車運転 ブレーキなし ブレーキ不良</p>
<p>13 酒気帯び・酒酔い運転</p>	<p>14 安全運転義務違反 ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、かつ他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為</p>	<p>15 携帯電話使用等</p>	<p>16 妨害運転(7類型) 他の車両(自転車を含む)に対して、通行妨害目的で幅寄せ、逆走、不必要なブレーキ、道路変更、などの行為</p>

令和6年11月1日から自転車の運転中における「ながらスマホ」に関する罰則及び酒気帯び運転に関する罰則が整備されました。詳しくはこちら→ [千葉県警察]

